

茨城県報 第 2 2 号

平成元年 3 月 23 日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録(医療福祉課)	1
●療養取扱機関の申出の受理(")	2
●保安林の指定の予定(林業課)	3
●換地計画(農地管理課)	3
●土地改良事業の認可(3件)(")	3
●定款変更の認可(")	4
●事業の認可(用地課)	4
●基幹道路の整備事業(道路建設課)	5
●道路の区域変更(10件)(道路維持課)	5
●道路の供用開始(4件)(")	11
●急傾斜地崩壊危険区域の指定(ダム砂防課)	12
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)	13
●土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(")	14
●事業計画の変更の認可(下水道課)	15

公 告

●県営土地改良事業計画の変更(農地管理課)	16
●開発行為の工事完了(建築指導課)	16

告 示

茨城県告示第354号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記 号 番 号

登録年月日

国民健康保険医

茨国歯第2103号

1. 2. 21

茨 野 晴 子

茨国薬第1602号

1. 2. 16

鶴 町 訓 司

茨国葉第1603号 1. 2. 16 宮 本 政 美
 " 第1604号 1. 1. 10 佐 原 功 一 郎

茨城県告示第355号

次の者からの国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地
0122911	1. 2. 1	土屋耳鼻咽喉科医院	土 屋 紀 一	水戸市東台1丁目5番34号
0122929	"	林整形外科医院	林 一 郎	水戸市浜田町2丁目11番11号
0122937	"	中島消化器内科医院	中 島 道 也	水戸市姫子2丁目731の3
1320704	1. 3. 1	小松整形外科医院	小 松 満	勝田市市毛1152
1320712	"	アイビークリニック	井 上 宏 司	勝田市笹野町1丁目3番地1
4120507	"	内科宮本医院	宮 本 昭 彦	真壁郡真壁町大字古城229-1
0730297	"	鹿島歯科医院	鹿 島 千 佐 子	結城市大字結城7511
1630215	1. 2. 1	鶴田歯科医院	鶴 田 隆 志	笠間市笠間1360
1930243	1. 3. 1	筑波歯科診療所	服 部 操	牛久市岡見町2019番地
3130792	"	丘の上歯科医院	角 田 利 徳	東茨城郡小川町大字小川 字大塚35-2
0340418	"	仁天薬局	小 倉 辰 雄	土浦市下高津1-21-52
4240101	"	すみれ薬局	福 田 麻 奈 美	結城郡千代川村宗道135-1

茨城県告示第356号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指定を予定している森林の所在場所

新治郡八郷町大字太田字池の台1439の14（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択材による。

イ 主伐として伐採することのできる立木は、霞ヶ浦地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁並びに八郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業一の瀬上流地区第3換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し

2 縦 覧 期 間 平成元年3月24日から平成元年4月15日まで

3 縦 覧 の 場 所 出島村役場

茨城県告示第358号

昭和63年12月9日付けで源法寺土地改良区から認可申請のあった塙世北地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年3月15日認可した。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 359 号

昭和 63 年 11 月 10 日付けで茨城町明光土地改良区から認可申請のあった川前地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成元年 3 月 15 日認可した。

平成元年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 360 号

昭和 63 年 12 月 9 日付けで源法寺土地改良区から認可申請のあった塙世南地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成元年 3 月 15 日認可した。

平成元年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 361 号

平成元年 3 月 6 日付けで初崎土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により平成元年 3 月 15 日認可した。

平成元年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 362 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 伊奈町
 - 2 事業の種類 伊奈町総合運動公園拡張事業
 - 3 起業地
 - (1) 収用の部分 茨城県筑波郡伊奈町大字板橋字西谷津及び大字小張地内
 - (2) 使用の部分 なし
 - 4 土地収用法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
伊奈町役場
-

茨城県告示第363号

過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）第14条第1項の規定により実施した基幹道路の整備事業は次のとおり完了した。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
一級町道 幹1-4号線	東茨城郡桂村大字下坏字中道前3967-1から " " " " 3970-1まで	道路改良	平成元年3月15日

茨城県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 349号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市東河内町字前田 695番1地先から	旧	メートル 最大 16.1	メートル 4,018.0	道路改良による新道 設置
		最小 4.5		
久慈郡里美村大字上深荻 字大道上2134番1地先まで	新	最大 16.1	4,018.0	
		最小 4.5		
		最大 88.5	3,653.2	
		最小 9.5		

茨城県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 日立山方線
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市東河内町字落合 1808番8から 日立市東河内町字西仲 1929番1地先まで	旧	メートル 最大 9.7	メートル 1,209.0	道路改良による新道 設置
		最小 4.9		
日立市東河内町字落合 1808番8から 日立市下深荻町字森の前 2260番地先まで	新	最大 9.7 最小 4.9	1,209.0	
		最大 52.0 最小 15.0	949.0	

茨城県告示第366号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の区域 県道
 2 路線名 小張小絹線
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡谷和原村大字鬼長字岸内 825-1番地から	旧	メートル 最大 7.0	メートル 756.0	現道拡幅
		最小 6.0		
筑波郡谷和原村大字鬼長字押 53-2番地まで	新	最大 19.5 最小 16.0	756.0	

茨城県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字古渡字横須賀 91-1番地先から	旧	メートル 最大 17.0 最小 8.0	メートル 2,505.0	
稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字野原 2309番地先まで		最大 40.0 最小 27.7	2,428.0	
稲敷郡江戸崎町大字古渡字横須賀 91-1番地先から	新	最大 17.0	1,859.0	不用物件 (江戸崎町へ406m) 移管
稲敷郡江戸崎町大字古渡字西区 2274番地先まで		最小 8.0		
稲敷郡江戸崎町大字古渡字横須賀 91-1番地先から		最大 40.0	2,428.0	
稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字野原 2309番地先まで		最小 27.7		

茨城県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 太子那須線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字町付字森平 2474—2番地先から	旧	メートル 最大 13.0 最小 4.5	メートル 200.0	
久慈郡大子町大字町付字猫穴 2376—2番地先まで	新	最大 17.0 最小 10.0	200.0	現道拡幅

茨城県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
取手市取手1丁目甲 1034番2地先から	旧	メートル 最大 10.0 最小 8.5	メートル 330.0	
取手市東2丁目甲 905番1地先まで	新	最大 17.3 最小 16.0	330.0	現道拡幅

茨城県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北茨城大子線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字小生瀬 字諏訪前2874—1番地先から	旧	メートル 最大 27.0	メートル 3,225.0	不用物件 (大子町へ移管延長) = 3045 m
		最小 4.1		
久慈郡大子町大字袋田 字町992—6番地まで	新	最大 11.2	3,615.0	
		最小 10.0		

茨城県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類
- 2 路線名 諸沢西金停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡山方町大字北富田 字東久保816番地から	旧	メートル 最大 5.0	メートル 99.0	
		最小 3.6		
那珂郡山方町大字北富田 字道ノ辺1081—2番地まで	新	最大 26.0	110.0	道路改良による付替 (旧道のうち57m) 山方町へ移管
		最小 4.0		

茨城県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 大子那須線
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字町付字獺穴 2376-2番地から	旧	メートル 最大 11.0 最小 9.0	メートル 84.0	
		最大 10.0 最小 5.0	107.5	
久慈郡大子町大字町付字城ノ内 1308-3番地先まで	新	最大 11.0 最小 9.0	84.0	迂回路撤去

~~~~~

茨城県告示第373号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 大子那須線  
 3 道路の区域

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長           | 摘 要  |
|-------------------------------|------|---------------------------|---------------|------|
| 久慈郡大子町大字上野宮<br>字朔日平1515-9番地から | 旧    | メートル<br>最大 15.0<br>最小 4.0 | メートル<br>382.0 |      |
|                               |      | 最大 27.0<br>最小 13.6        | 382.0         |      |
| 久慈郡大子町大字上野宮<br>字朔日平1516-3番地まで | 新    | 最大 27.0<br>最小 13.6        | 382.0         | 現道拡幅 |

~~~~~

茨城県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路線名

県道諸沢西金停車場線

2 供用開始の区間

那珂郡山方町大字北富田字東久保816番地から那珂郡山方町大字北富田字道ノ辺1081—2番地
まで

3 供用開始の期日

平成元年3月23日

茨城県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路線名

県道大子那須線

2 供用開始の区間

久慈郡大子町大字町付字獐穴2376—2番地から久慈郡大子町大字町付字城ノ内1368—3番地ま
で

3 供用開始の期日

平成元年3月23日

茨城県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路線名

県道大子那須線

2 供用開始の区間

久慈郡大子町大字上野宮字朔日平1515—9番地から久慈郡大子町大字上野宮字朔日平1515—28番地まで

3 供用開始の期日

平成元年3月23日

茨城県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、平成元年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路線名

県道大洋鹿島線

2 供用開始の区間

鹿島郡大野村大字大小志崎字原山1610—93番地先から鹿島郡大野村大字浜津賀1862番地先まで

3 供用開始の期日

平成元年3月31日

茨城県告示第378号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県潮来土木事務所において縦覧に供する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 区域の名称

粟生根古屋急傾斜地崩壊危険区域

2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線、標柱5号から町道2—285号線西側境界線に沿って6号に至る線、標柱6号と7号を結んだ線及び標柱7号から町道2—282号線西側境界線に沿って1号に至る線に囲まれた区域

郡 名	町村名	大字名	字 名	地 番 等	標 柱 番 号	備 考
鹿島郡	鹿島町	平井飛地	根古屋	町道 2-282号線 1775	①	境界線上の点
〃	〃	粟 生	外 城	1843	②	
〃	〃	〃	〃	農道 1779	③	境界線上の点
〃	〃	〃	〃	1775-1	④	
〃	〃	〃	仲ノ間	町道 2-285号線 2141-1 合併 2139-1	⑤	境界線上の点
〃	〃	〃	〃	町道 2-285号線 2130	⑥	〃
〃	〃	〃	根古屋	町道 2-282号線 1869	⑦	〃

茨城県告示第379号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により（大洗町）磯道・見附窪土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 組合の名称

磯道・見附窪土地区画整理組合

2 事業施行期間

昭和61年3月20日から平成2年3月31日まで

3 施行地区

大洗町大字磯浜町字見付久保、字原前、字マハタ、字沼端久保、字沼畑久保、字磯道、字上ノ山の各一部

4 事務所の所在地

大洗町磯浜町6881-275

大洗町役場都市計画課内

5 設立認可の年月日

昭和61年3月20日

6 変更の主な内容

事業施行年度の延長 昭和60年度～昭和63年度を平成元年度に

7 変更認可の年月日

平成元年 3 月 23 日

茨城県告示第380号

都市計画法施行法（昭和43年法律第 101 号）第36条の規定に基づき、同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第55条第10項において準用する同条第 7 項の規定に基づき、鹿島臨海都市計画宮中第一土地区画整理事業の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

平成元年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 土地区画整理事業の名称

鹿島臨海都市計画宮中第一土地区画整理事業

2 施行者の名称

鹿島町

3 施行地区

鹿島町大字宮中字神野面，字国主後，字国主前，字道祖神前，字栗林前，字山口，字栗林の全部

" " 字阿耕作，字広内，字銭神，字神野，字谷，字桜町，字仲町，字角内町，字新町，字三明神の一部

4 事務所の所在地

鹿島郡鹿島町大字平井字鹿島道北1187番地
鹿島町役場内

5 事業計画の認可の年月日

昭和44年 8 月 9 日

6 変更の主な内容

- (1) 事業施行期間の延長 昭和44年度～昭和63年度を平成 3 年度に
- (2) 資金計画の変更 1,239,000 千円を 1,372,638 千円に
- (3) 道路の拡幅

7 事業計画の変更認可の年月日

平成元年 3 月 23 日

茨城県告示第381号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称

北相馬郡守谷町

2 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画下水道事業守谷町公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年3月31日から平成6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和57年茨城県告示第1395号の事業地に次の事業地を追加する。

守谷町大字守谷字御茶屋下地内

(2) 使用の部分

昭和57年茨城県告示第1395号の事業地に次の事業地を追加する。

守谷町大字小山字上坪, 中山, 表谷津, 前坪, 大日浦, 前原, 西浦, 兵崎, 水垂及び長作

大字守谷字愛宕道, 小山下, 丸山, 新山, 金足, 中割及び平久保

大字乙子字, 裏門, 針山, 原畑, 寺坪, 上ノ台, 清水, 狸穴及び上向田

大字大木字, 胎ノ脇, 遠高崎, 川中子及び中ノ台

大字野木崎字, 鴻巣, 遠山田, 前山田, 十明内及び北田の全部の区域

守谷町大字守谷字奥山, 奥山前, 新屋敷, 足軽町, 堂ノ浦, ニツ塚, 法花坊, 相野谷, 御茶

屋下, 城内, 庚塚古城沼, 黒内及び岩

大字乙子字, 向山, 前坪, 石神及び下向田

大字立沢字, 野口直道, 蟹内, 後田, 下井戸, 大坪, 下ケ戸, 向山及び高崎

大字大木字, 薬師堂, 高崎, 高崎下及び前田

大字遠原, 中山田, 山ノ内, 角釜, 杉並, 庄太郎久保, 神立山, 根崎前, 坂下内及び

捨ケ久保の各一部の区域



公 告

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営大野北部地区土地改良事業（農業用道路）計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営大野北部地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書写し

2 縦覧の期間

平成元年3月24日から平成元年4月14日まで

3 縦覧の場所

大野村役場 大洋村役場

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字大和田字下山1279番2，字山下1282番7，1285番2，1286番2，1286番4

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県浦和市西堀7丁目9番1号

江東電気株式会社

代表取締役 原 田 嘉 一

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は線下発行）（金 2,000円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)